

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令註B) (注3)	署 名 者	告示 番号 (注4)
スリランカ	人材育成奨学計画のための贈与に關する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	263,000千円 2027.12.31まで	2019.7.17 コロンボ で (同日)	日本側 杉山明在スリランカ大使 スリランカ側 ラネアラ・ヘーワラゲ・サマセンタ・サマラトウケンガ財務省次官	2019.7.29 95号
スリランカ	スリランカ民主社会主義共和国政府に対する贈与に關する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な画政府の關係当局で合意する生産物及び役務の購入	1,000,000千円 -----	2019.9.12 コロンボ で (同日)	日本側 杉山明在スリランカ大使 スリランカ側 ラネアラ・ヘーワラゲ・サマセンタ・サマラトウケンガ財務省次官	2019.9.27 158号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。